

国立銀行『決算公(広)告』の系譜と課題(承前・完)

久野秀男

目 次

まえがき

- I. 開題
 - II. 国立銀行『決算公(広)告』法制の確立
 - III. 公(広)告財務諸表体系のルーツ
 - IV. わが国で最初の株式会社・『決算公(広)告』: 明治七年七月・第一国立銀行(「東京日々新聞」)
 - V 第一国立銀行の二元的財務諸表体系
 - VI 実証研究の補遺
 - (1) 第百六十九国立銀行(株式会社・新発田銀行)の場合
 - (2) 第百三十九国立銀行(株式会社・百三十九銀行)の場合
 - (3) 第六十九国立銀行(株式会社・六十九銀行)の場合
 - (4) 第七十一国立銀行(株式会社・村山銀行)の場合
- (以上、第25巻・第1号)

<承 前>

- I. 開題
 - II. 国立銀行の二元的財務諸表体系(承前)
 - III. 『決算公(広)告』の類型: 「東京日々新聞」(自明治七年七月) —— 公告・「損益勘定」(Profit and Loss Account) の「類型」 ——
 - IV. 第四国立銀行・『決算公(広)告』の注目すべき推移
 - V. 事例研究: 「並列型」(parallel type) と「直列型」(series type)
 - (1) 第一国立銀行の場合
 - (2) 第十七国立銀行の場合
- (以上、第25巻・第2号)

<承前・完>

- I 「東京日々新聞」紙面の『決算公(広)告』: 概況と課題
- II. 「東京日々新聞」紙面の『決算公(広)告』: 日付索引

に、次頁(左側)の公(広)告が掲載された。

第一条の内容は、昨年度に選任の取締役が重任したこと。第二条の内容は、考課状等を株主総会に報告してその承認を得たこと。第三条の内容は、利益金処分である。そして、この公(広)告の末尾には、次のようにいう。「但昨年半季(久野注、第一回決算)ノ考課状

I. 「東京日々新聞」紙面の『決算公(広)告』: 概況と課題

明治六年七月二十日に開業の第一国立銀行の第一回決算は、同年十二月であった。翌七年二月二日の「東京日々新聞」の紙面(2頁)

及諸勘定報告書ハ近日之ヲ上梓シテ一般ノ公覽ヲ乞フヘシ」

考課状の明細な内容を悉く「一般ノ公覽」に供する事が可能かどうかは、すこぶる疑問であるが、「諸勘定報告書ノ一般ノ公覽」ということになれば、これはごく普通に考えて新聞の紙面を借りた『決算公(広)告』とみるのが、まず常識であろう。ところが、前述したように、この『第一回決算公(広)告』は、同紙面のどこにも見当らないのである。

明治七年七月七日の紙面には、次の「廣告」がみられた。

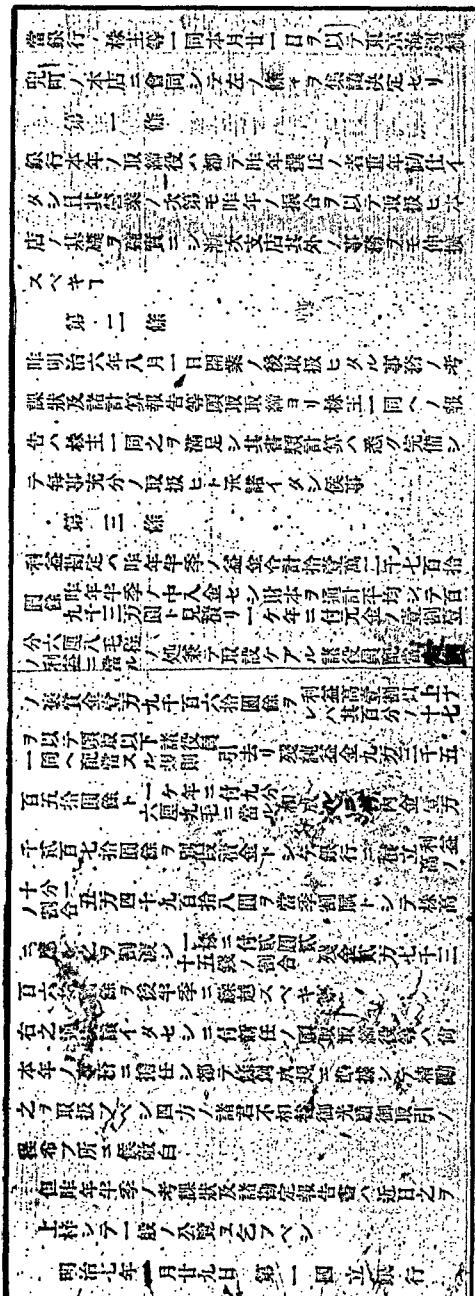
当銀行半季(久野注、明治七年上半季・第二回決算)ノ儀ハ本月十一日株主集会ノ後ニ於テ明詳ニ通知スヘント云トモ差向六月三十日ノ借貸実際勘定左ノ計表ノ通ニ付此段廣告イタシ候

第一国立銀行

明治七年六月三十日

この「第一国立銀行・毎月(六月) 実際報告」の様式は、大蔵省が定めて同省に報告させた「第一書式」(前掲)によっている。第四国立銀行の「第二回半季報告」(明治七年下半季)の様式もまた同様であり、これらは、いずれも、資産・負債・資本・収益・費用を網羅した文字通りの「総勘定」の一表であり、決算月の決算整理後に作成された場合では、「決算整理後試算表」である。「貸借対照表」ないし「繰越試算表」(post closing trial balance)ではないのである。「第一書式」(第五号・明治六年下半季)・第四国立銀行「第二回半季報告」(明治七年下半季)および第一国立銀行「毎月実際報告」(明治七年上半季・六月)を、次頁以下に掲示する。

第一国立銀行の『第二回決算公(広)告』は、明治七年七月二十二日の「東京日々新聞」の紙面であった。同年七月十一日の「株主総会」の十一日後である。以後同行は、これを



国立銀行『決算公(広)告』の系譜と課題(承前・完)(久野)

明治六年三月三日

同取締齊藤紀道
第一國立銀行頭取小坪善助

第一回	平生記	第十一回
第二回	平生記	第十二回
第三回	平生記	第十三回
第四回	平生記	第十四回
第五回	平生記	第五回
第六回	平生記	第六回
第七回	平生記	第七回
第八回	平生記	第八回
第九回	平生記	第九回
第十回	平生記	第十回
第十一回	平生記	第十一回
第十二回	平生記	第十二回
第十三回	平生記	第十三回
第十四回	平生記	第十四回
第五回	平生記	第一回
第六回	平生記	第二回
第七回	平生記	第三回
第八回	平生記	第四回
第九回	平生記	第五回
第十回	平生記	第六回
第十一回	平生記	第七回
第十二回	平生記	第八回
第十三回	平生記	第九回
第十四回	平生記	第十回

国立銀行『決算公(広)告』の系譜と課題(承前・完)(久野)

皮切りとして「東京日々新聞」の紙面に、欠けることなく引き続き公(広)告し続けてい る。第28回までの実況は、次のとおりである。

第一国立銀行（東京）		
明治七年	七月二十二日	第 2 回
八年	一月十七日	3
	七月十五日	4
九年	一月二十日	5
	七月二十二日	6
十年	一月二十五日	7
	七月二十七日	8
十一年	二月六日	9
	七月二十三日	10
十二年	一月二十八日	11
	七月二十八日	12
十三年	一月二十九日	13
	八月七日	14
十四年	二月一日	15
	八月十三日	16
十五年	二月九日	17
	七月二十九日	18
十六年	二月五日	19
	八月三日	20
十七年	二月十三日	21
	八月二日	22
十八年	一月二十九日	23
	七月二十九日	24
十九年	一月二十六日	25
	七月二十九日	26
貯蓄金(積立金)勘定の廃止		
二十年	一月二十五日	27
	七月二十四日	28

この第一国立銀行と双璧をなすのが横浜正金銀行の場合である。その実況は、次のとおりである。『第一回決算公(広)告』は、第一国立銀行と同様、していない。

横浜正金銀行		
明治十四年	一月二十四日	第 2 回
	七月二十一日	3
十五年	一月二十四日	4
	七月二十九日	5
十六年	一月二十九日	6
	七月二十五日	7
十七年	一月十八日	8
	七月十七日	9
十八年	一月十六日	10
	八月六日	11
十九年	二月三日	12
	七月二十五日	13
二十年	一月二十日	14
	七月二十二日	15

明治五年八月裁可、同年十一月太政官布告第349号「国立銀行条例」は、すでに述べたように、明治九年八月太政官布告第106号によって改正されて「正貨兌換主義」が放棄されたため、それを機として国立銀行の創設は激増し第百五十三国立銀行（京都）にいたる。改正前の国立銀行は、第一国立銀行を先頭にして、第五、第四、第二（創設順）の4国立銀行であった。大阪の第三国立銀行は、創立総会に紛糾があって解社している。条例改正後に、欠番となっていた第三を受け継いで東京に第三国立銀行が安田善次郎によって創設された。

「東京日々新聞」の紙面では、国立銀行が半季制を採用している関係で、各年度とも前季が六月、後季が十二月の決算であることから、七・八月および翌年の一・二月の紙面に『決算公(広)告』が見られる。

明治七年七月七日以来、明治八年の一・七月、明治九年の一・七月および明治十年一月までは、すべて第一国立銀行の第2回から第7回までの公(広)告で占められている。僅かに、明治十年七月の紙面になると第一国立銀行の第8回とともに、第四国立銀行（新潟）

の『第八回決算公(広)告』が見られるだけである。

明治十一年の二・七月の紙面では、第一（東京）の第9・10回、第二（横浜）の第7・8回、第三（東京）の第3・4回および第四（新潟）の第8・9回がようやく出揃うことになる。

第一国立銀行につぐ二番目に創設の第五国立銀行（東京）の場合は、明治十四年八月一日の『第十六回決算公(広)告』でようやく姿をあらわす。これとは対照的に、第二十国立銀行（東京）の場合では、条例改正前に創設の4国立銀行とならんで、明治十一年二月六日の紙面に公(広)告がおこなわれている。これが同行の『第一回決算公(広)告』であり、引き続き継続的に公(広)告がおこなわれている珍しい事例である。

第二十国立銀行（東京）
明治十一年二月六日 第1回

十二年一月二十五日	3
七月二十六日	4
十三年一月十七日	5
八月十日	6
十四年一月二十一日	7
七月二十二日	8
十五年一月二十五日	9
七月二十二日	10
十六年二月十二日	11
七月十三日	12
十七年一月二十三日	13
七月十九日	14
十八年七月二十五日	16
十九年一月二十六日	17
七月二十五日	18
二十年一月十九日	19
七月二十三日	20

全般的に概括すると、当初は、4国立銀行以外は、東京で創設の国立銀行の公(広)告が目立つ。先の第二十国立銀行のほか、第四十四、第九十五、第三十、第十五、第六十、第四十五、第百十八、第三十三、第二十七、第百十二の各国立銀行である。

ついで、東京以外の国立銀行も見られるようになるが、とくに、明治十二年七月二十二日の『第一・二回決算公(広)告』に始まる第八十五国立銀行（川越）が注目される。

第八十五国立銀行（川越）

明治十二年七月二十二日	第1・2回
十三年一月十七日	3
七月十五日	4
十四年一月二十一日	5
七月十五日	6
十五年一月十七日	7
七月十七日	8
十六年一月十五日	9
七月十四日	10
十七年一月十二日	11
七月九日	12
十八年一月十九日	13
七月十六日	14
十九年一月十七日	15
七月十六日	16
二十年一月十五日	17
七月十三日	18

第一国立銀行以外の国立銀行で、このように決算公(広)告を毎年継続して実行したのは、前掲の第二十国立銀行とこの第八十五国立銀行ぐらいのものであった。

日本銀行の場合は、第3回から始まって、次のとおりであった。

日本銀行	
明治十七年二月二十八日	第3回
八月十九日	4

国立銀行『決算公(広)告』の系譜と課題(承前・完)(久野)

借方側	総益金(収益の総計)	貸方側	給料利足併諸経費
	前半季繰越高		銀 行 稅
			創業入費消却 →(A)
			所有物消却
			役員賞与金
			積立金
			当半季割賦金
			後半季繰込金

十八年二月二十五日	5	十五年八月十六日	8
八月十九日	6	十六年八月二十日	10
十九年二月二十四日	7	十八年二月四日	13
八月二十四日	8	二十年一月十八日	17
		七月二十四日	18
二十年八月二十四日	10		

『決算公(広)告』の内容については、『銀行簿記精法』・『香港上海銀行』のタイプを継承した第一国立銀行の場合に見られる筆者(久野)のいう「定型のトリオ」、この「定型のトリオ」から「貯蓄金(積立金)勘定」が除かれた「準定型のペア」がある。前者は、現今の会計用語でいえば、「利益金処分前貸借対照表」・「積立金計算書」・「利益金処分計算書」のトリオであり、後者は、「利益金処分前貸借対照表」・「利益金処分計算書」のペアである。第一国立銀行の場合も、明治十九年七月二十九日の第26回以後は後に移行する。このほかに、「利益金処分前貸借対照表」・「損益および利益金処分(提示)結合計算書」のペアも数としては多かった。

このような全般的な傾向のなかにあって、ひときわ異色の存在は、第五十七国立銀行(武生)であった。同行の次の『決算公(広)告』を取り上げる。

第五十七国立銀行(武生)
明治十四年二月三日 第5回
八月二十三日 6

明治十四年二月三日・『第五回決算公(広)告』(9頁上段)では、「第五回半季実際報告・諸勘定併其損益正算ノ提要」として、「利益金処分前貸借対照表」に相当する報告書と「損益勘定」とを公(広)告している。この「損益勘定」の構造は、上掲のようになっている。

この「損益勘定」には、損益計算の領域が集約的になってはいるが、明らかに存在する「損益および利益金処分結合計算書」であり、「利益金処分前貸借対照表」とともに、かかる構造の「損益勘定」を公(広)告する国立銀行の事例は、ほかにも多くみられる。(A)の部分は、大蔵省の要承認項目であり準利益金処分項目である。まずほとんど利益金処分項目であるとみてよい。

明治十四年八月二十三日・『第六回決算公(広)告』では、その体制に変化はない。

明治十五年八月十六日・『第八回決算公(広)告』(9頁中段)では、一転して、次のようになる。

第五十七国立銀行損益勘定ノ報告
明治十五年一月ヨリ六月ニ至ルマデ実際施行シタル損益勘定ヲ審査シ其ノ概略ヲ報告スルコト左ノ如シ

「第八回」では「損益勘定ノ報告」とある。「貸借対照表」に相当の会計報告書はなく、「損益勘定」だけを公(広)告している。そして、その「損益勘定」の構造は、次のようになっている。

前半の部分では、「当半季総益金」を計上し、「内、当半季間利足其他経費高」を控除する形で「当半季利益金」を報告し、これに「前半季繰越高」を加算する形式をとっている。後半の部分は、「利益金配当計算」というタイトルである。この構造は、損益計算の領域をふくんだ「損益および利益金処分結合計算書」(Profit and Loss and Appropriation Account), つまり, Profit and Loss Account の *Detailed Form* である。

明治十六年八月二十日・『第十回決算公（広）告』では、次のようになっている。

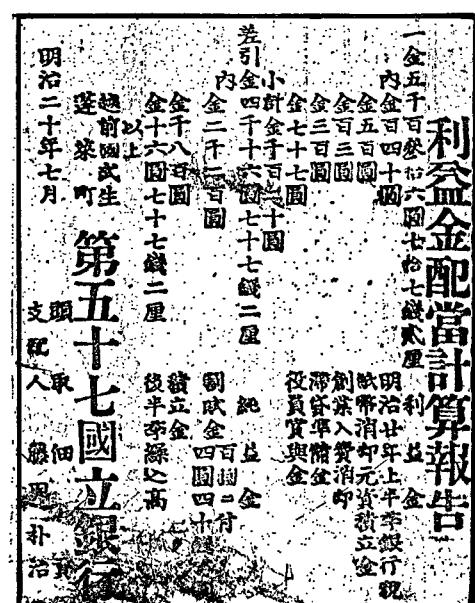
第五十七国立銀行第十回半季實際報告
當銀行株主總會へ明治十六年七月七日ヲ
以テ開席シ前半季間實際施行シタル所務
ノ顛末及諸勘定ヲ報告セリ其要領ハ左ノ
如シ

損益勘定ノ事

「損益勘定ノ事」の構造(内容)は、「第八回」と同様である。

明治十八年二月四日・『第十三回決算公（広）告』（9頁下段）では、タイトルが変わっているだけでなく、その内容は、本来の「損益計算」の領域をまったくふくまない純然たる「利益金処分計算書」となっている。Profit and Loss Account の Published Form である。次のとおりである。「利益金」とあるのは「処分可能総利益」である。

明治二十年一月十八日・『第十七回決算公(広)告』(本頁右上)では、本文(前書)抜きで、「利益金計算報告」を公(広)告している。本来の「損益計算」の領域をまったくふくまない「利益金処分計算書」であることは、一層



国立銀行『決算公(広)告』の系譜と課題(承前・完)(久野)

四治十五年正月廿五日之國事。六月八日行酒于御室，賜酒。九月廿五日，御定ノノクシノクシ其聲起。謂之「古ノ如」。內金五丁百二十錢。六月八日，六錢八厘。謂之「季秋之聲」。外引金一百三十錢八十二錢六分。謂之「季秋之聲」。各科百四十千一百七十七錢七十二錢八分。謂之「季秋之聲」。內空百四十千一百七十七錢七十二錢八分。謂之「季秋之聲」。金五十一錢。謂之「季秋之聲」。小計百四十一錢。謂之「季秋之聲」。金三十六百八十三錢七十二錢八分。謂之「季秋之聲」。內金三百六十一三錢六分。謂之「季秋之聲」。金三十六百八十三錢七十二錢八分。謂之「季秋之聲」。古陽一付，陪六字。謂之「季秋之聲」。金一百一十一錢。謂之「季秋之聲」。後半季秋樂高。右之調相應無差也。

第十三回	平奉利通金銀倉庫心
半季半錢金ノ銅合ノ次銀ナルノ次ノ	行標主總會ノ明治十八年一月十八日
一金三千五百元十二圓三十五錢三厘	開票之
內金百四十圓	金
金五百圓	金
金四百圓	金
金三百圓	金
小計金一千二百十七圓	行標
鑄金二千三百三十圓	總會消印元資積立金
內金三千三百圓	所有公債即
金三十五圓三十五錢三厘	第四回一分二圓五毛
還前式生第五十七國立銀行	金
取締役	金
支那人	金
大森	金
櫻尾	金
四郎	金
人間	金
細君	金
公務	金
十八年一月七日	金
國	金

第三國立銀行當七月十一日株主總會ニ於テ本年前半季間實際ノ損益勘定ヲ詳明ニシ第二回ノ報告書ヲ作リ株主一同ニ公布スル所左ノ如シ
株金貳拾万円
損益勘定 入方
当季純益金
損益勘定 出方
総計
損益勘定
家具代ノ内償却
諸役員賞与金
積立金
後半季繰込高
当季割賦金
総計
但一株ノ配当金五円三十銭宛ニシテ一年一割 一分二厘三毛余ニ当ル 是ハ株金漸次募集セシニヨリ其積数ヲ以テ算計 スル所ノ平均高此ノ如シ 右損益ノ勘定表ハ精シク調査シテ以テ其確実ナル ヲ示スモノナリ
明治十年七月十一日
東京第三國立銀行

(東京日々新聞紙面)	(タイトル)	(内 容)
明治十四年二月三日	「第五回半季實際報告」	「利益金処分前貸借対照表」と「損益および利益金処分結合計算書」 (Detailed Form)
明治十五年八月十六日	「損益勘定ノ報告」	「損益および利益金処分結合計算書」 (Detailed Form)
明治十八年二月四日	「第十三回半季利益金割合報告」	「利益金処分計算書」 (Published Form)
明治二十年一月十八日	「利益金計算報告」	同上
明治二十年七月二十四日	「利益金配当計算報告」	同上

鮮明になった。

明治二十年七月二十四日・『第十八回決算公(広)告』(8頁右下)では、「利益金配当計算報告」というタイトルに変わった。その構造(内容)は「利益金計算報告」と同様である。この名称の改訂によって、まさに名は体をあらわすものとなり、一層「利益金処分計算書」たるにふさわしいものとなった。

この第五十七国立銀行について、とくに次掲の諸点を強調しつつ、その『決算公(広)告』の実況を9頁および8頁右側に紹介しておく。また、同行の公(広)告の推移を上に示す。

この第五十七国立銀行の『決算公(広)告』は、まず「利益金処分前貸借対照表」と「損

益および利益金処分結合計算書」とのペアーによって始まっている。このタイプは、比較的多くの国立銀行にもみられた。ところが、一転して、「損益勘定」だけを公(広)告するようになる。しかも、当初は、「損益勘定」の内容が「損益および利益金処分結合計算書」であったものが、「利益金処分計算書」に変わる。Profit and Loss Account の Detailed Form から Published Form への転換がみられたのである。

既に繰り返し述べたように、第一国立銀行の場合は、「総勘定」・「貯蓄金勘定」・「損益勘定」のいわゆる「定型のトリオ」であり、それぞれに、「利益金処分前貸借対照表」・

「積立金計算書」・「利益金処分計算書」であった。この場合の「損益勘定」は、*Published Form* であったのである。明治十九年七月二十九日・『第二十六回決算公(広)告』では、「貯蓄金勘定(当時は積立金勘定と称した)」が廃止され、結果的に「利益金処分前貸借対照表」と「利益金処分計算書」とが残った。

他方、国立銀行のなかには、「利益金処分前貸借対照表」と「損益および利益金処分結合計算書」とを公(広)告するものも多かったが、この場合では、後者が次第に「利益金処分計算書」に転じていった。

いずれの場合にしても、結果的にみると、国立銀行の『決算公(広)告』の内容(構造)は、「利益金処分前貸借対照表」と「利益金処分計算書」とになっていったのである。

ごく近年まで、わが国の普通銀行が新聞に貸借対照表を公(広)告する場合に、その脚注に利益金処分内容を示したのは、国立銀行以来の伝統に根ざしているものと考えられる。

貸借対照表を『決算公(広)告』に含めない第五十七国立銀行のケースは、明らかに異例である。

第五十七国立銀行の先例とみるべきものは、僅かに第三国立銀行の『第二回決算公(広)告』にみられるだけである。すなわち前頁上段のとおりである。ただし、この国立銀行のケースは、この回だけであり、『第三回決算公(広)告』では、「利益金処分前貸借対照表」と「損益および利益金処分結合計算書」を公(広)告している。

II. 「東京日々新聞」紙面の『決算公(広)告』: 日付索引

東京で最初の日刊新聞であった「東京日々新聞」(後に「東京日日新聞」)の紙面には、明治七年二月二日の第一国立銀行・「第一回株主総会決議公告」に始まり、『第二回決算公(広)告』から、それ以後逐年の公(広)告が、一度も欠けることなく実行されている。

明治二十六年七月の商法一部実施の以前と以後とでは、『決算公(広)告』の実情も自ずから異なるのであるが、ここでは、明治七年二月から明治二十年八月迄の時期をとって、「東京日々新聞」の紙面に公(広)告されている国立銀行・横浜正金銀行・日本銀行の『決算公(広)告』の実況を調べて、その日付索引を作成した。

原資料の調査は、国立国会図書館・新聞資料室で始めたのであるが、「毎日(東京日々)新聞」のマイクロ・フィルム資料の明治20年代までのものは、幸いにして、学習院大学・法経図書室が所蔵していた。同大学法学部の予算で購入されたものであった。明治後半の部分は、同大学経済学部の予算で購入方を希望した結果、現在この分も法経図書室に所蔵されている。商法一部実施の以前と以後との比較は、とくに重要なのであるが、後半の調査と日付索引の作成は、目下進行中である。明治十四年一月以降の分については、紙面の頁数も記載しておいた。

東京日々新聞

年 月 日	国立銀行名	決算回数
明治七年二月二日	第一(東京)	第1回株主総会決議公(広)告
七月七日	第一(東京)	毎月(同年六月分)実際報告
二十二日	第一(東京)	第2回

明治八年一月十七日	第一 (東京)	第 3 回
七月十五日	第一 (東京)	4
明治九年一月二十日	第一 (東京)	5
七月二十二日	第一 (東京)	6
明治十年一月二十五日	第一 (東京)	7
七月二十四日	第四 (新潟)	7
二十七日	第一 (東京)	8
明治十一年二月六日	第一 (東京)	9
	第二 (横浜)	7
	第三 (東京)	3
	第四 (新潟)	8
	第二十 (東京)	1
七月十七日	第三 (東京)	4
十九日	第二 (横浜)	8
二十三日(付録)	第一 (東京)	10
	第四 (新潟)	9
明治十二年一月十七日	第四十四 (東京)	1
二十一日	第七十四 (横浜)	1
二十二日	第十 (山梨)	4
	第九十五 (東京)	1
二十四日	第三十 (東京)	2
二十五日	第二十 (東京)	3
二十七日	第二 (横浜)	9
	第十五 (東京)	4
二十八日	第一 (東京)	11
七月十四日	第三 (東京)	6
十九日	第六十 (東京)	2
	第四十五 (東京)	2
二十一日	第三十 (東京)	3
二十二日	第八十五 (川越)	1 · 2
	第三十九 (前橋)	2
二十三日	第一百十八 (東京)	2
二十五日	第十五 (東京)	5
	第三十三 (東京)	3

国立銀行『決算公(広)告』の系譜と課題(承前・完)(久野)

明治十二年 七月二十六日	第二 (横 浜)	第 10 回
	第二十(東京)	4
	第二十七(東京)	3
	第百十二(東京)	2
二十八日	第一 (東京)	12
	第四 (新潟)	11
	第四十一(栃木)	2
	第百三十三(彦根)	1
	第十五 (東京)	5
	第五十 (土 浦)	2
明治十三年 一月十七日	第八十五(川 越)	3
	第三十(東京)	4
	第三 (東京)	7
	第三十五(静岡)	4
	第二十(東京)	5
	第一百 (東京)	3
十九日	第六十 (東京)	3
	第十五 (東京)	6
	第六十五(鳥 取)	3
	第百十二(東京)	3
二十二日	第五十 (土 浦)	3
	第二 (横 浜)	11
	第二十七(東京)	4
二十四日	第三十三(東京)	4
	第十 (山 梨)	6
二十七日	第六 (福 島)	6
	第四十五(東京)	3
	第九十二(福 井)	3
二十九日	第一 (東京)	13
七月十五日	第三十五(静 岡)	5
	第八十五(川 越)	4
八月二日	第三 (東京)	8
	第一百 (東京)	4
四 日	第三十三(東京)	5
	第百十六(新発田)	3
七 日	第一 (東京)	14
	第四十四(東京)	4
十 日	第百二十三(富山)	3

明治十三年八月十日
十一日

第二十(東京)
第九十三(三春)

第6回
4

東京日日新聞

年月日	紙面	国立銀行名	決算回数
明治十四年一月二十一日	2頁	第八十五(川越)	第5回
	3	第三十(東京)	6
	7	第二十(東京)	7
二十四日	7	横浜正金銀行	2
二十五日	7	第五十(土浦)	5
		第一百(東京)	5
二十八日	4	第三(東京)	9
	7	第百七(福島)	5
二十九日	3	第百十六(新発田)	4
	7	第百二十(古河)	5
三十一日	2	第百十九(東京)	4
	7	第三十二(大阪)	6
(付録)		第三十五(静岡)	6
		第百十二(東京)	5
二月一日	2	第一(東京)	15
	7	第三十三(東京)	6
	8	第二十五(福井)	6
二日	4	第六十三(松代)	5
三日	7	第五十七(武生)	5
四日	7	第十五(東京)	8
		第四十一(朽木)	5
五日	2	第八十七(大橋)	5
	5	第十三(大阪)	8
七日	7	第十九(上田)	7
八日	2	第四十(館林)	5
	4	第百三十二(程ヶ谷)	4
九日	2	第四十五(東京)	5
	3	第十(山梨)	8
	7	第三十六(八王子)	6
十日	3	第九十五(東京)	5
	7	第八(豊橋)	8
十二日	7	第五十五(出石)	5
十四日	2	第九十三(三春)	5

国立銀行『決算公(広)告』の系譜と課題(承前・完)(久野)

明治十四年二月十四日	4頁	第六十四(大津)	第5回
十五日	4	第百三十九(高田)	3
十六日	7	第百五十三(京都)	2
十七日	2	第九十二(福井)	5
	7	第百三十七(笠山)	4
		第百十(赤間関)	4
十八日	2	第八十九(徳島)	4
十九日	7	第九(熊本)	13年・下
二十一日	3	第六十(東京)	5
二十二日	2	第百二十九(大垣)	4
	3	第九十一(福井)	5
		第六十二(水戸)	5
	4	第二十一(長浜)	7
	7	第六(福島)	8
二十三日	2	第三十七(高知)	5
二十五日	7	第六十一(久留米)	5
七月十五日	3	第八十五(川越)	6
二十日	2	第二十(東京)	8
二十一日	7	横浜正金銀行	3
二十五日	2	第三十(東京)	7
	7	第二(横浜)	14
二十六日	2	第一百(東京)	6
二十八日	2	第五十(土浦)	6
	7	第百二十(古河)	6
八月一日	8	第五(東京)	16
		第三十五(静岡)	7
二日	7	第九十三(三春)	6
	8	第六十三(松代)	6
		第二十七(東京)	7
四日	6	第百二十五(置賜郡)	5
六日	6	第四十一(柄木)	6
	8	第百二十九(大垣)	5
		第十五(東京)	9
八日	6	第十九(上田)	8
	8	第百七(福島)	6
十日	8	第百五十三(京都)	4
		第十四(松本)	8
		第三十二(大阪)	7
十一日	8	第三十三(東京)	7

明治十四年 八月十二日	8 頁	第三 (東京)	第 10 回
十三日	8	第一 (東京)	16
十五日	8	第九十五 (東京)	6
十八日	8	第八十七 (大橋)	6
		第四十五 (東京)	6
		第一百三十二 (程ヶ谷)	5
		第三十六 (八王子)	7
二十三日	6	第五十七 (武生)	6
	8	第一百十二 (東京)	6
二十四日	6	第八 (豊橋)	9
二十五日	7	第十三 (大阪)	9
二十六日	8	第六十四 (大津)	6
二十七日	8	第六十 (東京)	6
		第一百十九 (東京)	5
三十日	8	第四 (新潟)	15
		第二十二 (岡山)	8
三十一日	8	第一百十 (赤間関)	5
		第一百三十九 (高田)	4
明治十五年 一月十七日	8	第八十五 (川越)	7
十九日	8	第三 (東京)	11
二十日	8	第三十 (東京)	8
二十三日	8	第三十五 (静岡)	8
二十四日	8	第二 (横浜)	15
		横浜正金銀行	4
二十五日	8	第二十 (東京)	9
二十七日	8	第五十 (土浦)	7
二十八日	8	第十二 (富山)	7
三十一日	8	第一百十二 (東京)	7
		第三十六 (八王子)	8
二月 三日	8	第三十三 (東京)	8
四日	7	第十 (山梨)	10
九日	8	第一 (東京)	17
		第一百 (東京)	7
十四日	8	第十五 (東京)	10
		第十九 (上田)	9
十七日	8	第一百五十三 (京都)	5
十八日	8	第二十七 (東京)	8
		第一百二十 (古河)	7
二十一日	8	第七十四 (横浜)	7

国立銀行『決算公(広)告』の系譜と課題(承前・完)(久野)

明治十五年 二月二十四日	8 頁	第四十一(栃木)	第 7 回
		第九十三(三春)	7
		第六十三(松代)	7
		第百八(須賀川)	7
二十八日	8	第百七(福島)	7
七月十七日	8	第八十五(川越)	8
二十二日	8	第百十二(東京)	8
		第二十(東京)	10
二十四日	8	第十九(上田)	10
二十八日	8	第百二十(古河)	8
二十九日	8	第一(東京)	18
	9	横浜正金銀行	5
	10	第二(横浜)	16
		第三(東京)	12
		第十五(東京)	11
八月八日	8	第百三十九(高田)	6
十日	8	第三十五(静岡)	9
	9	第三十(東京)	9
	10	第五(東京)	18
		第六十三(松代)	8
十一日	8	第十(山梨)	11
		第九十三(三春)	8
十二日	7	第四十五(東京)	8
	8	第一百(東京)	8
		第四(新潟)	17
十四日	10	第三十三(東京)	9
十五日	7	第四十一(栃木)	8
	8	第五十(土浦)	8
十六日	8	第百二十九(大垣)	7
		第五十七(武生)	8
十七日	8	第二十五(福井)	9
		第一百一(梁川)	8
		第百十六(新発田)	7
十八日	8	第六十(東京)	8
		第百二十三(富山)	7
十九日	8	第一百十(赤間関)	7
		第二十一(長浜)	10
		第百十七(飯田)	7
		第六十三(松代)	8

明治十五年 八月十九日	10頁	第三十三(東京)	第 9 回
二十一日	8	第百七(福島)	8
二十三日	8	第四十六(多治見)	6
二十四日	8	第六十四(大津)	8
		第百五(津)	7
		第百三十五(宇土)	7
二十五日	8	第六十九(長岡)	8
		第百四十七(鹿児島)	6
	9	第二十二(岡山)	10
二十六日	8	第六十六(尾道)	7
二十九日	8	第六十七(鶴岡)	8
明治十六年 一月十五日	8	第八十五(川越)	9
十九日	8	第二十七(東京)	10
二十二日	8	第百十二(東京)	9
		第二十七(東京)	10
二十七日	8	第三十三(東京)	10
		第十九(上田)	11
二十九日	8	横浜正金銀行	6
二月一日	8	第三十(東京)	10
二日	8	第百二十(古河)	9
		第一百(東京)	9
五日	8	第一(東京)	19
		第九十五(東京)	9
六日	7	第十(山梨)	12
七日	8	第四十九(京都)	10
八日	8	第三(東京)	13
		第五(東京)	19
		第二(横浜)	17
九日	6	第十五(東京)	12
十二日	8	第二十(東京)	11
十三日	8	第三十二(大阪)	10
十五日	8	第六十六(尾道)	8
十六日	8	第百十六(新潟)	8
		第六十九(長岡)	9
十七日	8	第百三十五(宇土)	8
十九日	8	第百十(赤間関)	8
二十日	7	第百十九(東京)	8
二十三日	8	第百五(津)	8
二十四日	8	第百四十六(広島)	7

国立銀行『決算公(広)告』の系譜と課題(承前・完)(久野)

明治十六年 二月二十四日	8 頁	第百二十九(大垣)	第 8 回
二十六日	8	第六十四(大津)	9
二十七日	8	第百十七(飯田)	8
二十八日	8	第二十一(長浜)	11
		第八十七(大橋)	9
七月十三日	8	第二十(東京)	12
十四日	7	第八十五(川越)	10
十六日	8	第三十五(静岡)	11
十八日	7	第三十(東京)	11
二十日	8	第百十二(東京)	10
二十一日	8	第四十一(栃木)	10
二十四日	8	第三(東京)	14
		第十(山梨)	13
二十五日	7	横浜正金銀行	7
	8	第十九(上田)	12
二十六日	8	第三十三(東京)	11
二十八日	6	第五(東京)	20
	7	第二(横浜)	18
三十一日	7	第百十六(新発田)	9
八月一日	7	第一百(東京)	14
		第二十七(東京)	11
三日	7	第一(東京)	20
四日	6	第四(新潟)	19
	7	第百十七(飯田)	9
	8	第六十九(長岡)	10
七日	7	第九十三(三春)	14
	8	第百三十九(高田)	8
八日	7	第三十二(大阪)	11
	8	第二十二(岡山)	12
九日	7	第百五(津)	9
十日	7	第四十九(京都)	11
	8	第九十五(東京)	10
十一日	7	第六十三(松代)	10
	8	第一百一(梁川)	10
十五日	7	第百十九(東京)	9
十六日	7	第二十一(長浜)	12
十八日	7	第十五(東京)	13
	8	第六十七(鶴ヶ岡)	10
		第百五十三(京都)	8

明治十六年 八月二十日	7 頁	第五十七(武生)	第 10 回
二十二日	7	第六十六(尾道)	9
	8	第八十七(大橋)	10
二十三日	6	第六十一(久留米)	10
明治十七年 一月十二日	8	第八十五(川越)	11
十七日	8	第十(山梨)	14
十八日	7	横浜正金銀行	8
	8	第三十(東京)	12
二十三日	8	第二十(東京)	13
二十七日	7	第一百五(津)	10
二十八日	8	第二十七(東京)	12
二十九日	6	第四(東京)	20
	7	第三十五(静岡)	12
二月一日	6	第四十一(栃木)	11
	7	第一百十二(東京)	11
	8	第十九(上田)	13
二日	6	第五十五(出石)	16年・上
五日	7	第三(東京)	15
	8	第二(横浜)	19
七日	8	第十五(東京)	14
八日	6	第一百三十九(高田)	9
九日	7	第四十九(京都)	11
十二日	7	第二十一(長浜)	13
十三日	8	第一(東京)	21
十四日	7	第九十三(三春)	11
		第一百十六(新発田)	10
十八日	6	第六十三(松代)	11
	8	第五(東京)	21
		第一百十七(飯田)	10
十九日	7	第一百十九(東京)	10
二十日	7	第三十二(大阪)	12
二十一日	7	第六十六(尾道)	10
二十二日	7	第一百十(赤間関)	10
二十三日	6	第八十三(上野)	11
二十八日	6	第二十二(岡山)	13
	7	日本銀行	3
七月九日	8	第八十五(川越)	12
十七日	8	横浜正金銀行	9

国立銀行『決算公(広)告』の系譜と課題(承前・完)(久野)

明治十七年 七月十八日	7 頁	第三十五(静岡)	第 13 回
十九日	7	第二十(東京)	14
	8	第二十七(東京)	13
		第百十二(東京)	12
二十三日	7	第百五(津)	11
		第四十一(栃木)	12
	8	第三十(東京)	13
二十六日	7	第十二(富山)	14
	8	第十(山梨)	15
二十八日	8	第二(横浜)	20
三十日	7	第三十三(東京)	13
八月一日	7	第百十七(飯田)	11
	8	第百三十九(高田)	10
二日	8	第一(東京)	22
		第二十一(長浜)	10
四日	7	第十五(東京)	15
	8	第百十六(新発田)	11
五日	8	第二十二(岡山)	14
七日	7	第五(東京)	22
八日	7	第百十九(東京)	11
	8	第十九(上田)	14
九日	8	第三(東京)	16
十一日	8	第一百十(赤間関)	11
十二日	6	第六十六(尾道)	11
	8	第百五十三(京都)	10
十三日	7	第八十七(大橋)	12
	8	第九十三(三春)	12
十四日	7	第六十一(久留米)	12
十八日	8	第六十七(鶴ヶ岡)	12
十九日	8	日本銀行	4
 明治十八年 一月十六日			
十九日	甲 4	横浜正金銀行	10
二十日	甲 4	第八十五(川越)	13
二十一日	甲 4	第三十(東京)	14
	乙 9	第十五(東京)	16
		第二十七(東京)	14
		第百十二(東京)	13
二十二日	甲 4	第十(山梨)	16
		第二(横浜)	21
		第四(新潟)	22

明治十八年 一月二十四日	乙9頁	第百五(津)	第 12 回
		第三(東京)	17
		第四十五(東京)	13
	乙10	第一百三十九(高田)	11
		第三十五(静岡)	14
二十七日	甲4	第四十九(京都)	14
		第五(東京)	23
二十九日	甲4	第一(東京)	23
三十日	乙8 (付録)	第六十六(尾道)	12
		第一百十六(新発田)	12
		第二十一(長浜)	15
		第一百三(岩国)	13
		第一百十九(東京)	12
		第一百五十三(京都)	11
		第二十二(岡山)	15
二月四日	乙9	第四十五(東京)	13
		第一百十(赤間関)	12
	乙10	第十九(上田)	15
		第五十七(武生)	13
	甲4	第一百五(津)	12
五日	甲4	第一百十七(飯田)	12
九日	甲4	第八十七(大橋)	13
十二日	甲4	第九十三(三春)	13
十三日	甲4	第六十一(久留米)	13
十九日	甲4	第六十七(鶴ヶ岡)	13
二十五日	甲4	日本銀行	5
七月十六日	甲4	第一百十二(東京)	14
		第八十五(川越)	14
		第二十七(東京)	15
		第十五(東京)	15
二十一日	乙9	第一百五(津)	13
		第一百三十九(高田)	12
	甲4	第四(新潟)	23
二十四日	甲4	第四十五(東京)	14
		第三十(東京)	15
二十五日	(付録)	第十(山梨)	17
		第九十三(三春)	14
		第二(横浜)	22
		第五(東京)	24

国立銀行『決算公(広)告』の系譜と課題(承前・完)(久野)

明治十八年 七月二十五日	甲 4 頁	第三十五(静岡)	第 15 回
		第二十(東京)	16
二十九日		第一(東京)	24
三十日	(付録)	第百五十三(京都)	12
八月四日	甲 4	第六十六(尾道)	13
五日	甲 4	第百十(赤間関)	13
六日	(付録)	横浜正金銀行	11
		第百十九(東京)	13
		第百十七(飯田)	13
		第八十七(大橋)	14
八日	甲 4	第四十九(京都)	15
十一日	甲 4	第十九(上田)	16
十九日	甲 4	日本銀行	6
二十一日	甲 4	第二十一(長浜)	16
二十二日	甲 4	第百三(岩国)	14
二十四日	甲 4	第六十二(水戸)	14
明治十九年 一月十六日	8	第四(新潟)	24
十七日	7	第八十五(川越)	15
十九日	8	第十(山梨)	18
二十日	7	第百十二(東京)	15
二十二日	8	第十五(東京)	18
二十三日	8	第三十(東京)	16
		第三十五(静岡)	16
二十四日	8	第百三十九(高田)	13
二十六日	8	第一(東京)	25
		第二十七(東京)	16
		第二十(東京)	17
二十七日	8	第四十一(栃木)	15
		第五(東京)	25
二十八日	8	第四十五(東京)	15
		第九十三(三春)	15
二十九日	7	第十九(上田)	17
三十日	8	第百五(津)	14
三十一日	7	第百十六(新発田)	14
二月二日	7	第六十七(鶴ヶ岡)	15
	8	第十二(富山)	17
三日	7	第六十六(尾道)	14
	8	横浜正金銀行	12
		第二十七(東京)	16

明治十九年二月三日	8頁	第一百十七(飯田)	第 14 回
四日	7	第一百三(岩国)	15
		第二十二(岡山)	17
六日	7	第二十一(長浜)	17
十四日	8	第一百三十九(高田)	13
十六日	7	第一百十(赤間関)	14
十八日	8	第六十一(久留米)	15
十九日	8	第八十七(大橋)	15
二十四日	8	日本銀行	7
七月十六日	7	第一百十二(東京)	16
	8	第一百十九(東京)	15
	8	第三十(東京)	17
		第八十五(川越)	16
十七日	7	第二十七(東京)	17
		第一百三十九(高田)	14
	8	第十五(東京)	19
二十日	7	第三十五(静岡)	17
		第十(山梨)	19
	8	第四(新潟)	25
二十二日	7	第四十一(栃木)	16
		第六十七(鶴ヶ岡)	16
	8	第一百五(津)	15
二十四日	7	第四十五(東京)	16
二十五日	7	第二(横浜)	24
		横浜正金銀行	13
		第九十三(三春)	16
	8	第二十(東京)	18
		第五(東京)	26
		第十九(上田)	18
二十九日	7	第一百十七(飯田)	15
	8	第一(東京)	26
		積立金(貯蓄金)勘定廃止	
		第十二(富山)	18
三十日	8	第六十六(尾道)	15
		第二十二(岡山)	18
三十一日	8	第一百十六(新発田)	15
		第一百十(赤間関)	15
		第一百十一(京都)	16
八月一日	8	第一百三(岩国)	16

国立銀行『決算公(広)告』の系譜と課題(承前・完)(久野)

明治十九年 八月 一 日	8 頁	第四十九(京 都) 第二十一(長 浜)	第 17 回 18
三 日	7	第八十七(大 橋) 第百七(福 島)	16
七 日	8	第三十六(八王子) 第六十一(久留米)	17 16
二十四日	8	日本銀行	8
明治二十年 一月 十三日	8	第百十二(東 京)	17
十四日	8	第三十(東 京)	18
十五日	7	第十(山 球)	20
	8	第八十五(川 越)	17
		第百十九(東 京)	16
十六日	7	第百三十九(高田)	15
		第二十七(東 京)	18
十八日	7	第百五(津)	16
		第三十五(静 岡)	18
	8	第五十七(武 生)	17
十九日	7	第二十(東 京)	19
二十日	6	第十五(東 京) 第百十六(新発田)	20 16
	7	横浜正金銀行	14
		第五(東 京)	27
二十二日	7	第四(新 潟)	26
		第四十一(板 木)	17
二十三日	7	第二(横 浜) 第百十七(飯 田)	25 16
	8	第百三(岩 国)	17
		第四十九(京 都)	18
二十五日	7	第一(東 京)	27
		第百十四(高 松)	17
二十六日	7	第六十七(鶴ヶ岡)	17
二十七日	7	第十九(上 田)	19
		第三十六(八王子)	18
二十八日	7	第二十一(長 崎)	19
		第二十二(岡 山)	19
三十日	7	第百十(赤間関)	16
二月 二 日	8	第十二(富 山)	19
		第八十七(小 倉)	17
五 日	6	第六十一(久留米)	17

明治二十年二月十日	8頁	第十七(福岡)	第19回
十一日	7	第九十三(三春)	17
七月十三日	7	第八十五(川越)	18
十五日	7	第二十七(東京)	19
十六日	7	第百五(津)	17
	8	第四(新潟)	27
	7	第三十五(静岡)	19
十七日	7	第三十(東京)	19
十九日	7	第百三十九(高田)	16
二十日	7	第百十九(東京)	17
二十一日	7	第百十二(東京)	18
		第百十六(新発田)	17
		第百十(赤間関)	17
二十二日	6	第六十七(鶴ヶ岡)	18
	7	横浜正金銀行	15
		第十二(富山)	20
		第十五(東京)	21
	8	第二(横浜)	26
		第百十七(飯田)	17
二十三日	7	第二十(東京)	20
二十四日	7	第一(東京)	28
		第五十七(武生)	18
二十七日	7	第百十一(京都)	18
		第六十六(尾道)	17
		第五(東京)	28
		第十九(上野)	20
	8	第四十九(京都)	19
二十九日	7	第百三(岩国)	18
八月二日	8	第六十一(久留米)	18
		第二十二(岡山)	20
十日	7	第十七(福岡)	20
		第九十三(三春)	18
二十四日	7	日本銀行	10